

1. 屋外ゾーン利用ルール

屋外ゾーンにおいて、指定管理者や一般市民がイベント等の活動を行う場合は、以下のルールに従い利用することができます。ルールは、事前に指定管理者等から説明を受け、ご理解のうえ、ご利用いただくこととします。

(利用の目的)

- ごみや環境を学ぶための目的で利用することができます。

(利用できる日時)

- 循環啓発棟ふじさんエコトピアがオープンしている日に利用することができます。
- ただし、メンテナンス等が行われる場合は、利用できない場合があります。
- 午前8：30から午後5：00の間で利用できます（準備、片付けを含む）。
- 当日朝からの準備が難しい場合は、前日から準備を行うことができます。部屋の利用等も含めて、事前に申し込みをします。（ただし、前日が休館日の場合は、準備はできません）

(設備等の利用)

- トイレは、屋外啓発ゾーンおよび循環啓発棟内のトイレを利用することができます。
- 控室等として部屋の利用を希望される場合は、指定管理者までお申し込みください。

(中止等について)

- 天候等の都合により、イベント等の中止をお願いすることがあります。その場合の判断は、あらかじめ主催者または関係者によって取り決めた日時までに判断することとします。

(利用上の注意)

- 許可なく生息する植物、生き物、石などを採取したり、動かしたりすることはできません。
- 生き物等を観察するときは、危害を加えることがないように、静かに観察してください。
- 危険な生き物（ハチやヘビ等）と遭遇した際は、脅かさないように場を離れ、指定管理者等に報告をしてください。
- 外から植物（種子も含む）や生き物などを持ち込むことはできません。
- ごみ等は持ち帰りをお願いします。
- ペット等を連れて入場する場合は、リードでつなぎ、ふんは持ち帰りをお願いします。
- 森林環境創造ゾーンでは、許可なく園路以外の場所に立ち入らないでください。
- 屋外啓発ゾーンでは、許可なく畑に入らないでください。
- 畑に許可なく種子をまいたり、家庭の生ごみを埋めたりすることはできません。
- イベント等の主催者は、イベント参加者が安全に過ごすことができ、また、屋外ゾーンの環境を適正に保つことができるように管理をお願いします。
- 一般の利用者に配慮をお願いします。

2. 屋外ゾーンの範囲等

屋外ゾーンの範囲は下記に示すとおりです。

